

# 信託業法改正について

平成17年11月29日

三菱UFJ信託銀行

# 信託業法について

信託を業として営む者については信託業法が適用されるべき

## 【信託業法の目的】

信託取引の公正性確保、受益者保護⇒国民経済の健全な発展

## 【受託者に対する規制】

行為規制(販売勧誘(適合性原則を含む)、ディスクローズ、忠実義務、善管注意義務、分別管理義務、自己取引、外部委託等)

## 【イコールフットイング】

信託財産の種類(金銭、有価証券、事業等)、信託の形態(信託宣言、目的信託、限定責任信託)を問わず、信託業法の適用により、受益者保護が図られるべき

信託法改正に合わせた受託者の義務の見直し(自己取引、外部委託等)

- 現行実務からすれば、過度に規制色の強い信託法の規律
- 信託法をベースとした現行の信託業法の規制

# 新たな形態の信託①（信託宣言①）

## 信託宣言導入に反対

- 信託制度の健全性、受益者保護上の観点から問題が多い形態。

### 【具体的な問題点】

- 債権者からの執行を逃れるために信託宣言を設定するおそれ（執行免脱）
- 架空信託（信託財産が存在しない信託）や信託財産の二重譲渡、受託者義務の不履行のおそれ⇒受益者保護に問題あり

### 【海外の事例】

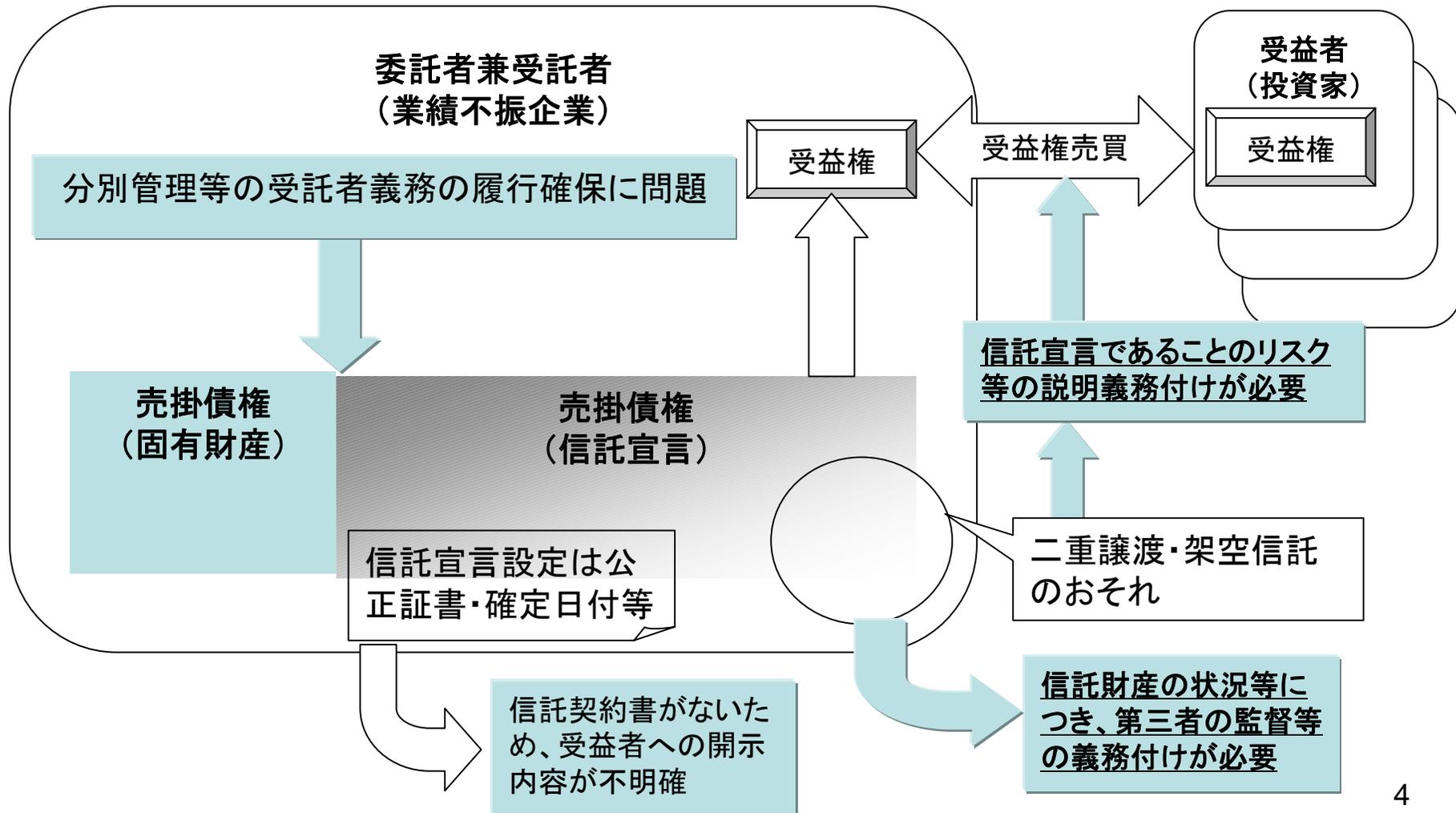
- 米国では流動化目的の信託宣言は殆ど活用されていない模様。

## 仮に導入された場合、信託業法の対象とすべき

- 現行信託業法の「信託の引受け」は信託宣言を想定していないが、信託宣言についても、受益者保護の観点から当然に信託業法の対象とすべき。
- なお、1回限りの信託宣言であっても、集団投資スキーム的に利用される場合は同様に対象とすべき。

# 新たな形態の信託①(信託宣言②)

(例)業績不振企業が保有する売掛債権の流動化による資金調達



## (ご参考) 米国での信託宣言の活用状況

- 米国では信託宣言が信託の設定方法として禁止されていないが、ビジネス分野では一般的に活用されていない模様

### 【具体的な活用事例】

- 個人の相続・贈与の手段⇒煩雑な相続手続の回避のために行われている。(倒産隔離効果は期待されていない。)
- 公的機関(ファニーメイ)の住宅ローン債権流動化⇒国策として行われたスキーム。(一般的にビジネスとして利用されているとは言えない。)

※自社資産の流動化目的の事例は聞かれなかった

### 【指摘された問題点】

- 所有権の移転が行われなかったため、本来果たされるべき受託者の義務が適切に履行されず、受益者保護が図られないおそれがある。
- 会計上真正譲渡とは認められないはず。
- 利益相反が起こりやすい。 等

～信託協会米国視察(平成17年7月)より～

## 新たな形態の信託②（事業の信託①）

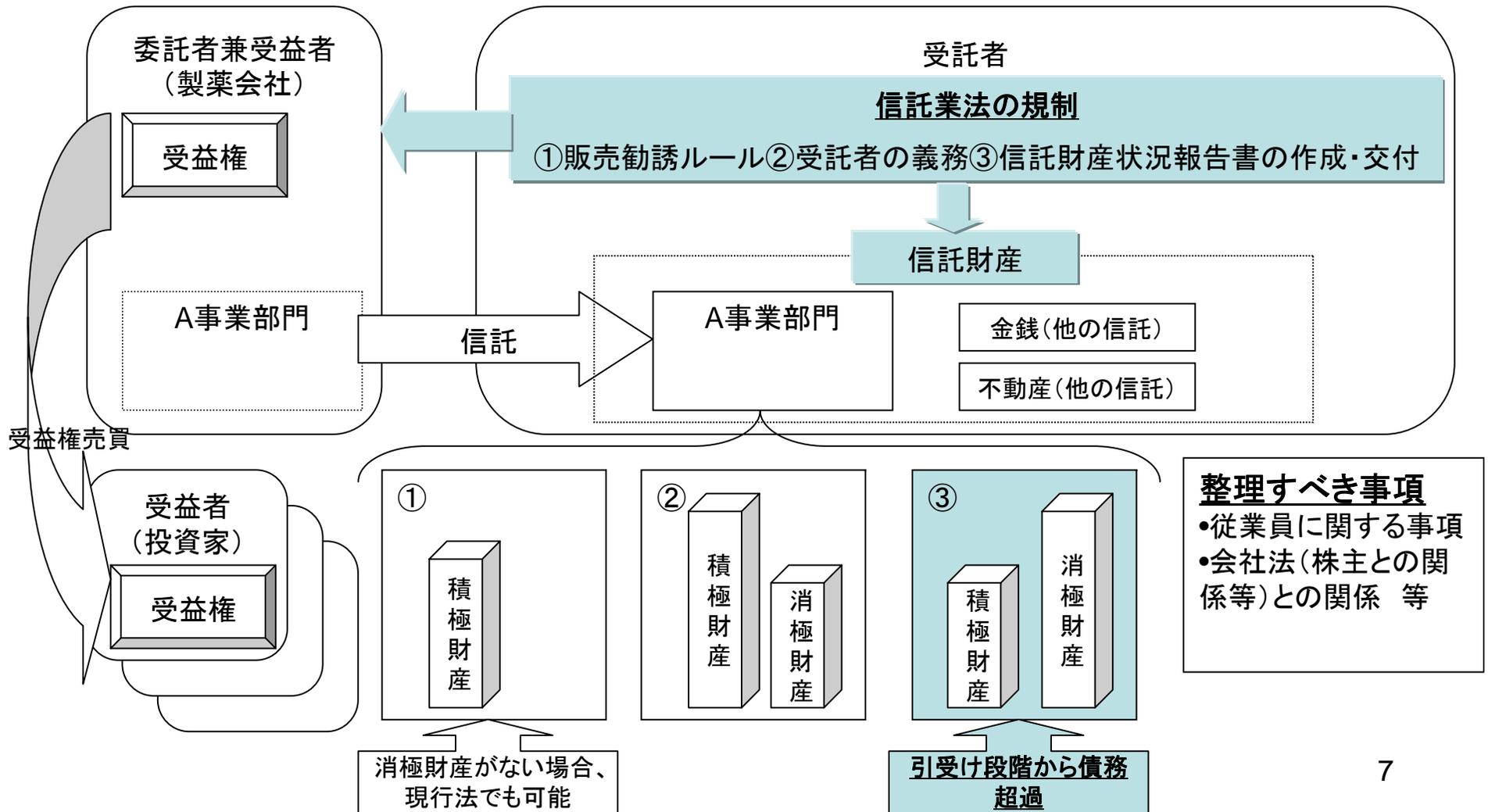
事業の信託については、会社法との関係等整理すべき事項があるが、受益者保護の観点から信託業法の対象とすべき

### 【理由】

- 現行信託業法では（当初財産として消極財産は想定していないが）信託財産の種類を問わず、一律に行為規制を課している
- 事業の信託は資金調達目的でも利用される可能性が高く、信託業法による受益者保護は必須

# 新たな形態の信託②(事業の信託②)

(例) 製薬会社の資金調達を目的とした事業部門の信託



# 受託者の責任のあり方①（自己取引①）

## 要望

1. 自己取引等の禁止の例外について、  
(1)①信託契約への記載、②受益者からの同意、③正当な理由がある場合、  
のいずれかに該当する場合は認めるべき  
(2)「信託財産に損害を与えるおそれがない」を明確化すべき

- 自己取引とは
  - ✓ 自己(又は自己の利害関係人)と信託財産の間の取引や信託財産間の取引であり、原則禁止される
  - (例)①信託財産であるテナントビルへの受託者の入居
  - ②信託財産の中の株式の市場売却を受託者の証券子会社(利害関係人)に発注
  - ③信託財産の中の外貨有価証券について為替リスクヘッジのために行う受託者との為替予約取引
- 現行信託業法における自己取引の禁止の例外の条件(①and②)
  - ①信託契約書に自己取引の概要を記載
  - ②信託財産に損害を与えるおそれがない

## 【問題点】

◇信託契約書に自己取引の概要が記載されていない場合で、急激な為替変動があった時に上記自己取引の例③のような取引が行えない。

- 信託法改正の方向性(①or②or③を禁止の例外の条件とする)
  - ①信託契約への記載
  - ②受益者からの同意
  - ③正当な理由がある場合

# 受託者の責任のあり方①（自己取引②）

## 要望

### 2. 運用裁量権のない受託者への自己取引規制の適用除外

#### ➤ 現行規制の内容

形式的に信託財産と受託者（又は受託者の利害関係人等）との取引に該当する場合、受託者の運用裁量権の有無に係らず自己取引の規制の対象となる

（例）委託者等から指図を受けて証券会社に株式の売買発注を行う場合、たまたま受託者の証券子会社（利害関係人）だった場合、自己取引に該当。信託契約に定めていないと行えない。

#### 【問題点】

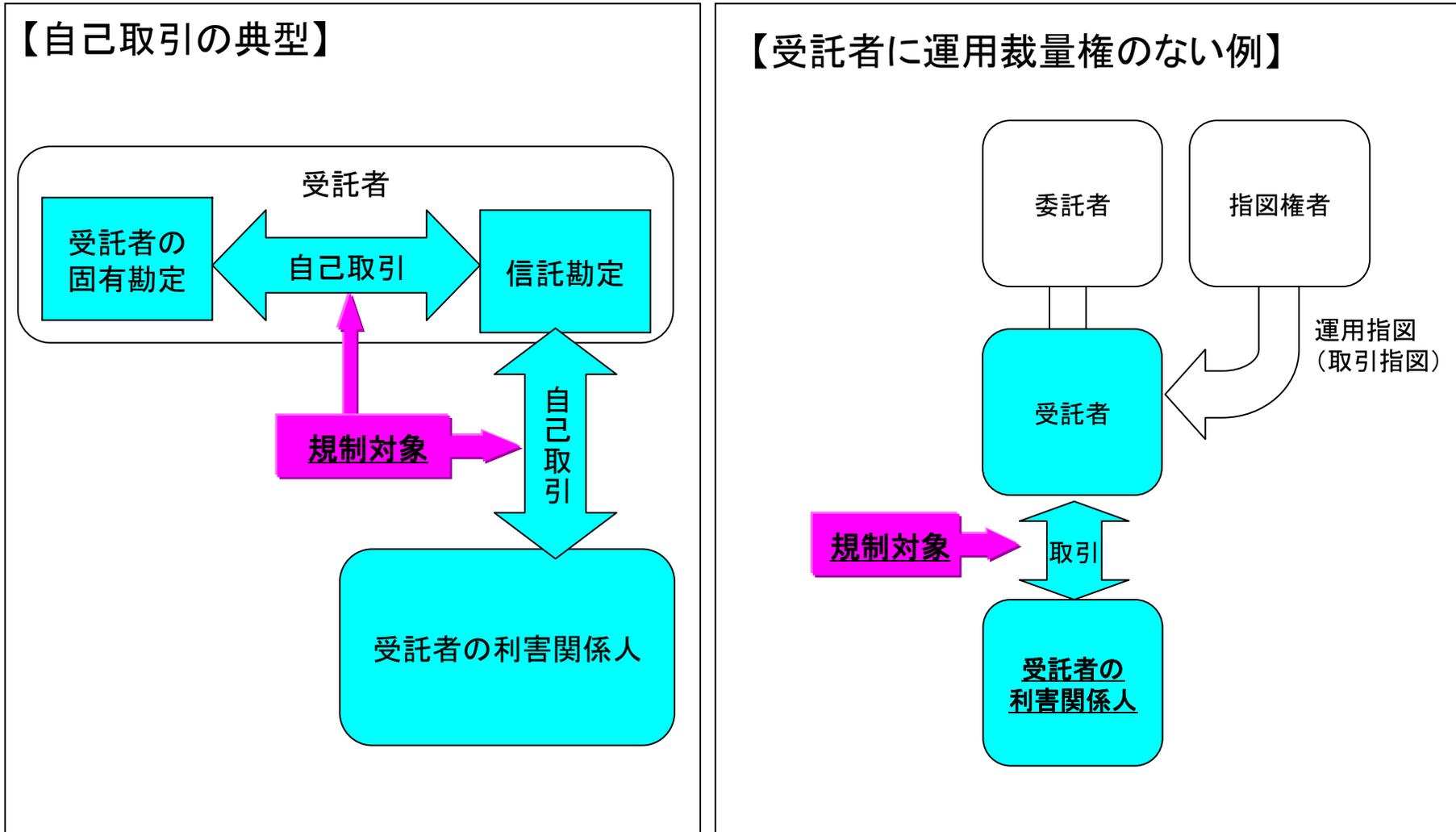
◇指図権者（委託者、投資顧問会社等）が指示したとおりに取引する場合でも、相手方が受託者の利害関係人であれば「自己取引」に該当する。

◇上記の場合指図権者の指図どおり取引を行うと受託者が信託業法違反となる可能性がある。

## 要望

### 3. 信託業法における利害関係人の範囲は非常に幅広く規定されており、見直すべき

# 受託者の責任のあり方①(自己取引③)



# 受託者の責任のあり方②(外部委託①)

## 要望

信託業務の委託先に受託者と同様の義務を一律課すことは不要とすべき。

➤現行法では、受託者・委託先に対し以下のような規制等が課されている

(1)受託者:①委託先の選任・監督義務

②受益者に対する損害賠償責任

(2)委託先:①受託者と同様の義務(信託業法上の忠実義務、善管注意義務、分別管理義務等)

②委託契約への受託者による一方的な解除条項の挿入

③再委託の際の受託者の同意取り付け

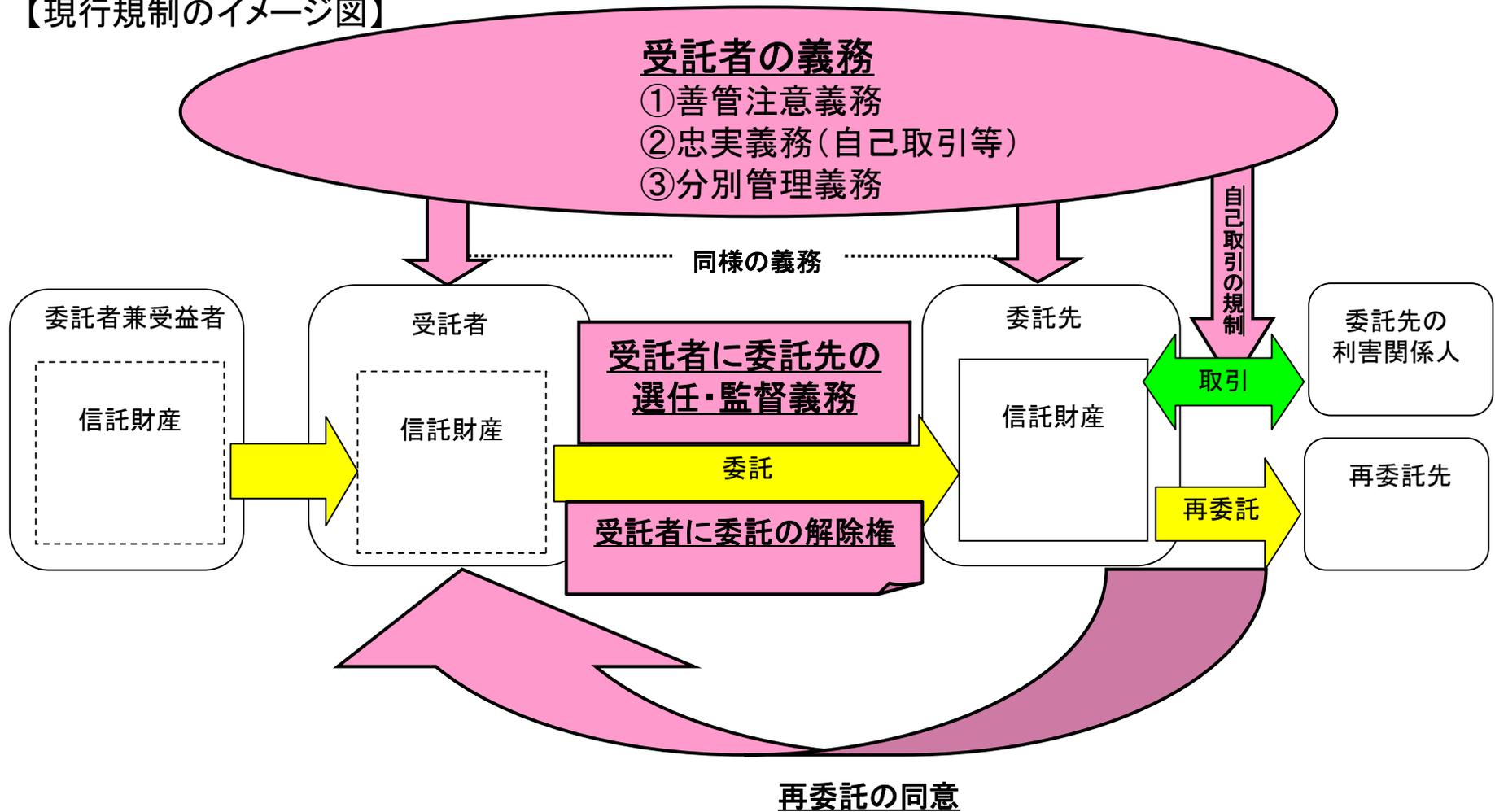
## 【問題点】

◇社会の分業化・専門化が進んだ現代社会においては、外部の専門家を積極的に活用することがむしろ有益。

受託者に対する委託先の選任・監督義務、受益者への損害賠償責任に加え、更に委託先に対し一律受託者と同様の義務を課すことで ①委託先との取引条件悪化、②委託可能先の限定、③委託先が見つからない状況 等が生じる(生じうる)。

# 受託者の責任のあり方②(外部委託②)

【現行規制のイメージ図】



# 信託関連法制の改正の概要と論点

